

(別紙)

漁業法第 31 条に基づく「くろまぐろ」の採捕の数量の公表について

漁業法第 31 条に基づき、本県の採捕の数量を公表します。

令和 5 年 1 2 月 2 2 日  
長崎県知事 大石 賢吾

1. 特定水産資源の種類

くろまぐろ (30kg 未満の小型魚) (以下、「小型魚」という。)

2. 管理期間

令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月まで

3. 対象となる海区

対馬海区

4. 対馬海区の小型魚割当量に対する採捕の数量の率

(1 2 月 1 9 日までの暫定値)

6 8 . 3 %

〔	対馬海区の小型魚採捕量	：	2 8 4 . 8 9 8 トン	〕
	対馬海区の小型魚割当量	：	4 1 6 . 8 2 4 トン	

5. 対馬海区の小型魚割当量に対する採捕の数量の状態

7 割を超えるおそれがある (令和 5 年 1 2 月 1 9 日集計時点)